

# 地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
  - 第2章 一般競争入札
    - 第1節 一般競争入札の参加者の資格（第2条・第3条）
    - 第2節 公告及び競争（第4条～第15条）
    - 第3節 落札者の決定等（第16条～第18条）
  - 第3章 指名競争入札（第19条～第22条）
  - 第4章 随意契約（第23条～第27条）
  - 第5章 せり売り（第28条・第29条）
  - 第6章 契約の締結（第30条～第39条）
  - 第7章 契約の履行（第40条～第59条）
  - 第8章 契約の解除（第60条～第62条）
  - 第9章 雑則（第63条～第65条）
- 附則

## 第1章 総則

第1条 この規程は、地方独立行政法人京都市立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 一般競争入札

### 第1節 一般競争入札の参加者の資格

（一般競争入札参加者の資格）

第2条 京都市の一般競争入札有資格者名簿に登載された者は、一般競争入札の参加者の資格を有するものとする。ただし、京都市が競争入札参加停止をしている者は、除くものとする。

2 理事長は、前項に規定する者以外の者から一般競争入札参加者の資格の審査について申請を受けたときは、京都市の定める審査に関する取扱いの例によって審査し、これに適合した者についてその資格を与えることができる。

3 理事長は、一般競争入札の参加者の資格を有する者について、京都市競争入札参加停

止取扱要綱の規定の例により、競争入札参加停止を行うことがある。

(資格要件の追加)

第3条 地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定は、法人の一般競争入札に準用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の長」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

## 第2節 公告及び競争

(一般競争入札の公告)

第4条 理事長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日前10日までに次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、その期日を5日まで短縮することがある。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
- (2) 入札の場所及び日時
- (3) 入札に付する事項
- (4) 入札に必要な書類を示す場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) その他入札について必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、建設業法の適用を受ける工事については、建設業法施行令第6条第1項に規定する見積期間において公告しなければならない。

3 理事長は、前2項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

(入札の無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札書の提出又は到達が所定の日時に遅れたとき。
- (3) 入札保証金が所定の額に達しないとき（再度入札を行う場合を除く。）。
- (4) 入札者が2以上の入札書を提出し、又は到達させたとき。
- (5) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (6) 入札書の金額の記載に訂正があるとき。
- (7) 入札書の主要事項の記載が明確でないとき、又は記載の漏れがあるとき。
- (8) 入札者が協定して入札をしたときその他入札に際し不正の行為があったとき。
- (9) その他入札に関する条件に違反したとき。

(入札保証金の額及び利子)

第6条 地方自治法施行令第167条の7第1項の規定は、法人の一般競争入札に準用する。

- 2 一般競争入札に参加しようとする者に納付させる入札保証金の額は、入札金額の10分の5以上に相当する額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、単価契約を締結する場合その他同項の規定により難しいと認められる場合の入札保証金の額は、そのつど定める。
- 4 前3項に規定する入札保証金には、利子を付さない。

(入札保証金の特例)

第7条 理事長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納付させないことがある。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したうえ、当該契約に係る保険証券の写しを理事長に提出したとき。
  - (2) 一般競争入札に参加しようとする者が落札者となったにもかかわらず契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前項の規定により入札保証金の全部又は一部を納付させないこととされた者が落札者となった場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、理事長は、当該入札保証金を納付させないこととした部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(入札保証金の還付等)

第8条 入札保証金は、落札者に対しては契約保証金の納付後に、その他の者に対しては落札者の決定後にこれを還付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第30条の規定により契約保証金の全部を納付させないこととしたときは、契約の確定後、落札者に対し入札保証金を還付するものとする。
- 3 入札保証金は、契約保証金に充てることができる。この場合において、過不足を生じたときは、剰余額を還付し、又は不足額を追徴するものとする。

(入札の拒絶)

第9条 入札に際し妨害又は不正の行為があると認められる者の入札は、拒絶する。

(入札執行の停止及び取消し)

第10条 理事長は、災害その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるとき、又は不正入札若しくは不正入札が行われるおそれがあると認めるときは、当該入札手続を停止し、又は取り消すことがある。

- 2 前項に定めるもののほか、理事長は、一般競争入札を行う前に、次条第1項本文の規

定により定めた予定価格並びに入札者の数又は商号及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)を公表した場合において、入札者が1名になったときは、入札手続を取り消すものとする。

(予定価格)

第11条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。

ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況その他必要な事項を考慮して定めるものとする。

3 理事長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、一般競争入札を行う前に、第1項本文の規定により定めた予定価格を公表するものとする。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合)

第12条 地方自治法施行令第167条の10及び第167条の10の2の規定は、法人の一般競争入札に準用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の長」とあるのは「理事長」と、第167条の10の2の規定中「当該普通地方公共団体」とあるのは「法人」と、「地方自治法第234条第3項本文」とあるのは「会計規程第38条第3項本文」と、「前条」とあるのは「前条により準用する地方自治法施行令第167条の10」と、同条第4項中「定めるところ」とあるのは「定めるところの例」と、同条第6項中「第167条の6第1項」とあるのは「第4条第1項」と、「第2項」とあるのは「第3項」と読み替えるものとする。

2 前項の規定によりあらかじめ最低制限価格を設けるときは、予定価格の3分の2を下らない範囲内において定めるものとする。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第13条 地方自治法施行令第167条の8の規定は、一般競争入札の開札及び再度入札に準用する。この場合において同条第1項中「第167条の6第1項」とあるのは「第4条第1項及び第2項」と、同条第3項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「理事長」と、「第167条の10第2項」とあるのは「前条第1項により準用する地方自治法施行令第167条の10第2項」と読み替えるものとする。

2 再度入札は、1回に限り行う。

3 当初の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札を行った者又は最低制限価格を下回る金額で入札した者は、再度入札に参加することができない。

4 第3項の規定にかかわらず、一般競争入札を行う前に予定価格を公表したときは、再度の入札を行わない。

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

第14条 地方自治法施行令第167条の9の規定は、一般競争入札に準用する。この場合において同条中「普通地方公共団体の長」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

(入札の執行の細目)

第15条 第2条から前条までに定めるもののほか、一般競争入札の執行に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3節 落札者の決定等

(落札の決定)

第16条 落札が決定したときは、インターネットを利用し、又は口頭若しくは文書により当該落札者に通知する。

(契約書の提出及び契約保証金の納付)

第17条 落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に所定の契約書を提出するとともに、契約保証金を納付しなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

2 落札者が、前項に定めるところにより所定の手続を行わないときは、当該落札に係る契約は、締結されなかったものとみなす。

(落札者の決定等の細目)

第18条 前2条に定めるもののほか、落札者の決定等に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 指名競争入札

(指名競争入札)

第19条 地方自治法施行令第167条各号の規定は、法人が指名競争入札によることができる場合に準用する。この場合において、同条中「地方自治法第234条第2項」とあるのは、「会計規程第38条第2項」と読み替えるものとする。

(指名競争入札の参加者の指名)

第20条 地方自治法第167条の12の規定は、法人の指名競争入札の参加者の指名等に準用する。この場合において、同条中「普通地方公共団体の長」とあるのは「理事長」と、同条第3項中「第167条の6第2項」とあるのは、「第4条第3項」と、同条第4

項中「次条」とあるのは「第22条」と、「第167条の10の2第1項及び第2項」とあるのは「第12条」と読み替えるものとする。

2 前項の規定において準用する地方自治法施行令第167条の12による指名は、別に定める基準により行うものとする。

(指名競争入札の不成立)

第21条 指名競争入札を行う前に入札者の数又は商号及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)を公表した場合において、入札者が1名であるときは、当該指名競争入札は、成立しない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第22条 第2条から第18条まで(第10条第2項を除く。)の規定は、指名競争入札により契約を締結する場合に準用する。この場合において、第3条中「一般競争入札有資格者名簿」とあるのは、「指名競争入札有資格者名簿」と読み替えるものとする。

#### 第4章 随意契約

(随意契約)

第23条 地方自治法施行令第167条の2の規定は、随意契約によることができる場合について準用する。この場合において、同条第1項中「地方自治法第234条第2項」とあるのは「会計規程第38条第2項」と、「普通地方公共団体の規則で定める額」とあるのは「京都市契約事務規則で定める額」と、「普通地方公共団体の規則で定める手続」とあるのは「京都市契約事務規則で定める手続の例」と読み替えるものとする。

(随意契約の相手方)

第24条 随意契約の相手方は、一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有している者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条において準用する地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、予定価格が10,000円以下の物品を購入する契約(当該物品を納入する前に代金を支払うことを約する契約を除く。)を締結するとき。
- (2) 新聞、雑誌その他の定期刊行物を1月以上継続して購入する契約で、1月当たりの代金が10,000円以下のもの(当該定期刊行物を納入する前に代金を支払うことを約する契約を除く。)を締結するとき。
- (3) その他特別の理由があるとき。

(予定価格)

第25条 随意契約により契約を締結しようとするときは、第11条第1項及び第2項の規定に準じて、予定価格を定めるものとする。

(見積書の徴取)

第26条 随意契約により契約を締結しようとするときは、2者以上の者から見積書を徴しなければならない。ただし、予定価格が100,000円以下の契約を締結しようとする場合その他特別の理由があるときは、この限りでない。

(一般競争入札に関する規定の準用等)

第27条 第16条及び第17条の規定は、随意契約により契約を締結する場合に準用する。

2 第23条から前条まで及び前項に定めるもののほか、随意契約に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 せり売り

(せり売り)

第28条 地方自治法施行令第167条の3の規定は、せり売りによることができる場合に準用する。この場合において、同条中「地方自治法第234条第2項」とあるのは、「会計規程第38条第2項」と読み替えるものとする。

(せり売りの手続等)

第29条 第2条から第6条までの規定は、せり売りの場合に準用する。

2 前条及び前項に定めるもののほか、せり売りに関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 契約の締結

(契約保証金の額及び利子)

第30条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定は、法人が契約を締結する場合に準用する。

2 契約の相手方に納付させる契約保証金の額は、当該契約金額の100分の10以上に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、単価契約を締結する場合その他同項の規定により難しいと認められる場合の契約保証金の額は、そのつど定める。

4 前3項に規定する契約保証金には、利子を付さない。

(契約保証金の特例)

第31条 理事長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことがある。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したうえ、当該契約に係る保険証券を法人に提出したとき。
- (2) 法人が、契約の相手方から委託を受けた銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第100条の3第2号に規定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、当該契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 地方自治法施行令第169条の7第2項の規定の例により確実な担保を提供させて延納の特約をするとき。
- (5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約により契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の充当に伴う処置)

第32条 契約保証金は、契約に伴う一切の損害賠償に充てることができる。この場合において過不足を生じたときは、剰余額を還付し、又は不足額を追徴するものとする。

(契約保証金の還付)

第33条 契約保証金は、契約の履行後にこれを還付する。ただし、契約により担保義務が存続する間は、その全部又は一部を留保することがある。

(長期継続契約)

第34条 会計規程第39条第3項に規定する別に定める契約は、京都市長期継続契約に関する条例(以下「長期継続契約条例」という。)本則各号に掲げる契約(以下「特定長期継続契約」という。)とする。

(特定長期継続契約の契約期間)

第35条 特定長期継続契約の契約期間(契約締結当初の契約期間を更新した場合における契約期間の合計を含む。次項において同じ。)は、地方独立行政法人法第25条第2項第1号の規定に基づき京都市長が定める中期目標の期間(以下「中期目標期間」という。)を超えないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条において準用する長期継続契約条例本則第1号から第4号までのいずれかに該当する契約で、同本則第1号若しくは第2号に規定する物品、同本則第3号に規定する物件又は同本則第4号に規定する機材若しくは設備が減価償却資産(所得税法第2条第1項第19号又は法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産をいう。)に該当し、かつ、契約の内容、商慣習その他の事情から中期目標期間を超える契約期間と



することが適当と認められるものの契約期間については、当該減価償却資産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第1項、第2条及び第3条第1項に規定する耐用年数をいう。）の範囲内において中期目標期間を超えることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、一の事業に関連する複数の契約のうち、最初に締結する契約（以下「先行契約」という。）が、次の各号のいずれにも該当する場合の当該先行契約以外の契約（特定長期継続契約に限る。以下「後続契約」という。）の契約期間は、当該先行契約の締結の際にその相手方が後続契約の契約期間の案として提示した期間の範囲内において中期目標期間を超えることができるものとする。

- (1) 先行契約の相手方を、その者が後続契約の案として提示した内容を考慮して決定したとき。
- (2) 先行契約に、後続契約の内容が前号の内容に比し法人に不利であると認められるときは、当該先行契約の契約金額を減額し、又は当該先行契約の相手方が法人に対し違約金を支払う旨の定めがあるとき。

（契約書の作成）

第36条 契約書を作成する場合には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は納付の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行遅滞その他義務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約の履行の際生じる第三者との紛争の解決の方法
- (8) 契約の解除の要件
- (9) その他理事長が必要と認める事項

（契約書の作成の省略）

第37条 次の各号に掲げる場合には、理事長が特に必要と認める場合を除き、契約書の提出を省略することができる。

- (1) 契約金額が契約の種類に応じ別に定める額に達しないとき。
- (2) 単価契約済みの契約で別に定めるものを締結するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合において特に必要と認めるときは、請書その他これに準じる書面の提出を求めることがある。

(契約決定通知書)

第38条 契約書を作成する場合を除き、契約が確定したときは、契約決定通知書を当該契約の相手方に送付する。

(必要書類の提出)

第39条 工事又は製造その他の請負契約(以下「請負契約」という。)の相手方は、請負費内訳明細書、予定工程書その他必要書類を、遅滞なく、法人理事長に提出しなければならない。

## 第7章 契約の履行

(監督)

第40条 契約の相手方は、その義務の履行について、監督職員等(監督について権限を有する法人職員その他の者をいう。)の監督に従わなければならない。

(義務の履行の委託禁止等)

第41条 契約の相手方は、理事長の文書による承認を得ないでその義務の履行を第三者に委託し、又は契約に関する権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、理事長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(災害等による期間の延長)

第42条 契約の相手方は、災害その他やむを得ない理由により、契約期間内にその義務を履行できないときは、理由を明記した文書により、期間の延長を求めることができる。

(違約金の徴収)

第43条 契約の相手方の責めに帰すべき理由により契約期間内に義務を履行しないときは、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する金額を違約金として徴収する。ただし、義務の履行を終わった部分(義務の履行が不可分である場合を除く。)については、この限りでない。

2 前項の違約金の算定の基礎となる日数には、第47条第1項の規定による検査に要した日数は、算入しない。

(前金払)

第44条 地方自治法施行令附則第7条の規定は、前金払をすることができる場合に準用する。この場合において、同条中「地方公共団体は」とあるのは「法人」と、「総務省令」とあるのは「地方自治法施行規則附則第3条」と読み替えるものとする。

2 前条の規定に基づき、1件の契約金額が1,000,000円を超える工事について

は、当該契約金額の3割（地方自治法施行規則附則第3条で定めるものにつき当該割合によることが適当でない認められる特別の事情があるときは、同条で定めるところにより、当該割合に3割以内の割合を加えて得た割合）以内において理事長が別に定める割合を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、前金払に関し必要な事項は、別に定める。

（部分払いの特約）

第45条 理事長は、義務の履行完済前に代価の部分払いをする旨の特約をすることができる。

2 前項に規定する部分払いの額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額（前払金が支払われているときは、当該額から当該額の契約金額に対する割合を当該前払金の額に乗じて得た額を差し引いた額）の範囲内において、そのつど定める。

(1) 契約が請負契約であるとき 既済部分の代価に相当する額の10分の9に相当する額（当該契約に係る義務の履行が可分である場合には、完済部分の代価に相当する額）

(2) 契約が物件の買入れその他の契約であるとき 既納部分の代価に相当する額

（監督の方法）

第46条 会計規程第49条に規定するその他の方法は、工程の管理又は使用材料の試験若しくは検査等とする。

（検査）

第47条 契約の相手方は、その義務の履行につき、請負契約にあつては完成したとき、その他契約にあつては給付の完了のとき、立会いのうえ、検査職員等（検査について権限を有する法人職員その他の者をいう。以下同じ。）の検査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約の相手方は、義務の履行完了前に代価の部分払いを受ける場合においては、請負契約に係るものにあつてはその既済部分、その他の契約に係るものにあつてはその既済又は既納部分について検査を受けなければならない。

3 前2項に規定する検査に契約の相手方が立ち会わないときは、検査結果についての抗弁は認めない。

4 第1項の検査に合格しないときは、契約の相手方は、取りこわし、再築、取替え、補修その他の措置を理事長の指定する期限までに講じなければならない。この場合において、これに要する費用は、当該契約の相手方の負担とする。

5 前項に規定する措置に要する日数は、当該契約期間に算入する。

（検査の方法）

第48条 前条第1項に規定する検査を行う場合において必要があるときは、破壊、分解、試験その他の方法によるものとする。

(減価採用)

第49条 理事長は、検査の結果契約の相手方が提供した物件に軽微なかしがあった場合において使用上支障がないと認めるときは、相当額を契約金額から減額のうえ、これを採用することがある。

2 前項の規定により採用した物件に係る違約金の計算については、採用後の価格による。

(検査調書)

第50条 検査職員等は、検査を完了した場合においては、別に定める場合を除き、検査調書を作成しなければならない。

2 検査職員等は、検査結果及び第46条第4項前段に規定する措置を講じさせた場合にあっては、当該措置の内容を検査調書に記載するものとする。

3 検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書により履行の確認をした後でなければ支払をすることができない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第51条 同一契約の履行において、監督の職務は、検査の職務と兼ねることができない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(監督又は検査の委託を受けた者の報告義務)

第52条 検査の委託を受けた者は、検査の結果を理事長に文書で報告しなければならない。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第53条 理事長は、前条に規定する報告があったときは、当該検査の結果を確認しなければならない。

2 第47条第3項の規定は、前項の規定により確認した場合に準用する。

(履行後の補償)

第54条 契約の相手方は、義務の履行後当該契約で定める期間内に当該履行の目的物につき破損、変質、性能の低下その他の事故を生じたときは、災害その他自己の責めに基づかない理由によるものを除くほか、理事長の指定する期限までに取替え、補修その他必要な措置を講じなければならない。

2 理事長は、契約の相手方が前項の規定に違反したときは、相手方の費用負担において第三者にこれを履行させることがある。

(かし担保責任の特例等)

第55条 契約の相手方は、当該契約で定める期間、売買又は仕事の目的物のかしについて、民法第570条において準用する同法第566条第1項又は同法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負わなければならない。

2 前条第2項の規定は、契約の相手方が前項の義務を履行しない場合について準用する。

(履行の中止、設計変更等)

第56条 理事長は、必要があると認めるときは、請負契約にあつては当該義務の履行の中止、設計の変更又は契約期間の伸縮を、その他の契約にあつては品質、形状若しくは数量の変更又は契約期間の伸縮をすることがある。この場合においては、契約の相手方と協議の上契約金額の増減をすることがある。

2 契約金額の増減のため既納の契約保証金に過不足を生ずるときは、剰余額を還付し、又は不足額を追徴することがある。

3 第1項の場合においては、契約の相手方は、当該契約の解除を要求することができる。

(契約の解除に伴う措置)

第57条 前条の規定により契約を解除したときは、請負契約にあつてはその既済部分又は検査済材料に対し、その他の契約にあつてはその既納部分又は検査済材料に対し、理事長において必要と認める範囲内で相当と認める金額を交付し、かつ、契約保証金を還付する。

2 前項の規定は、法人の責めに帰すべき理由により契約が無効となり、又は履行不能となったときに準用する。

(危険負担の特則)

第58条 義務の履行前における損害は、法人の責に帰すべき理由による場合を除き、契約の相手方の負担とする。ただし、その損害が災害その他の事故によるものであるときは、その一部を補給することがある。

(売却物件の引渡し)

第59条 理事長は、物品又は動産(以下「物品等」という。)を売却するときは、契約の相手方が売却代金を完納した後に物品等を引き渡すものとする。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 契約の相手方が契約期間内に物品等の引取りを完了しないときは、理事長は、契約の相手方の負担において、物品等の保管の場所を変更し、又は物品等の保管を第三者に委託することがある。

## 第8章 契約の解除

(契約の解除)

第60条 理事長は、契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までに債務を履行する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がなくて債務を履行しないとき。
- (3) 契約の締結又は債務の履行に当たり、不正の行為があったとき。
- (4) 監督又は検査を妨害したとき。
- (5) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者となったとき。
- (6) 契約の条件に著しく違反したとき。

(契約の解除に伴う措置)

第61条 前条の規定により契約を解除したときは、請負契約に係るものにあつてはその既済部分、その他の契約に係るものにあつてはその既納部分に対し、理事長において適当と認める範囲内で相当と認める金額を交付することがある。

(公益上の理由による契約の解除)

第62条 理事長は、公益上必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項の場合においては、契約の相手方に対し、契約の解除によって生じた損失を補償する。

## 第9章 雑則

(様式)

第63条 法人の契約の手續に関し使用すべき文書の名称及び様式は、別に定める。

(下請負への関与の禁止)

第64条 契約、監督、検査その他の入札及び契約に関する事務に携わる職員は、いかなる方法をもってするを問わず、法人の契約の相手方に対し、特定の事業者を下請負人に選任し、又は選任しないよう働き掛けてはならない。

(補則)

第65条 この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項は、経営企画局長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。